

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和3年5月28日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

国民年金関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2000384号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2100006号

第1 結論

平成2年1月から同年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成2年1月から同年3月まで

私は、昭和63年9月16日から臨時的任用教職員として、A市(現在は、B市)の小学校に勤務し、任用期間満了後、次の小学校に勤務するまでの期間は国民年金に加入していた。国民年金の加入手続は、当時勤務していた小学校の事務職員が行ってくれたので、母が郵便局で国民年金保険料を納付してくれたが、請求期間は、保険料を納付した期間となっていないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号(以下「手帳記号番号」という。)*は、オンライン記録により、「昭和61年4月1日」を国民年金の被保険者資格取得日として昭和61年5月21日に入力処理していたことが確認できることから、A市において同年5月頃に払い出されたものと推認でき、その後、「昭和63年9月16日」に被保険者資格を喪失し、再度国民年金の被保険者資格を取得した日は請求期間直後の「平成2年4月1日」であることから、請求期間は国民年金の未加入期間であり国民年金保険料の納付書が発行されず、保険料を納付することができない期間である。

また、戸籍の附票により、請求者の住所は昭和55年12月21日からA市、平成3年5月11日からC市(現在は、D市)、平成5年3月31日から再度A市において住所登録していたことが確認でき、請求期間後に住所登録したC市の「国民年金被保険者名簿」においては、請求期間は国民年金の未加入期間であり、B市から提出された請求者の国民年金記録に係る「被保険者基本照会」においても、請求期間は未加入期間であることから、上記オンライン記録と一致している。

さらに、請求者の手帳記号番号が払い出された昭和61年5月から請求期間までは同一の住所地であったことが戸籍の附票により確認できることから、A市が請求期間当時、請求者に対

し当該手帳記号番号とは別の手帳記号番号を払い出したとは考え難く、社会保険オンラインシステムにより氏名検索の調査を行ったものの、請求者に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

一方、請求者は、A市の小学校の事務職員が請求期間に係る国民年金の加入手続を行ってくれたと主張しているところ、A市における公立学校の給与計算を担当していたE県F事務所の担当者は、A市の小学校の事務職員は臨時的任用教職員に対し、任期が終了した際には国民年金に加入するよう案内は行っていたと思うが、加入手続は行わない旨陳述している。

また、請求者は、母親が請求期間の国民年金保険料を郵便局で納付してくれた旨主張しており、請求者の母親は、具体的な納付金額及び納付時期は記憶していないが納付書が届けば郵便局で納付したと思う旨陳述しているところ、B市は、当時の資料がないため、郵便局で保険料を納付することが可能であったか不明と回答しているが、A市が発行した「昭和59年度国民年金保険料印紙代金領収証書」及び「平成11年度国民年金保険料領収証書」の写しには、納付場所として、指定金融機関及び収納代理金融機関の複数の名称が記載されているものの、当該金融機関に郵便局は含まれていないことから、請求期間当時、A市が発行した納付書を使い郵便局において保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、請求者自身も請求期間に係る国民年金の再加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、当時の状況は不明である。

このほか、請求者が請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。